

香川県教育委員会 6 月定例会会議録

1. 開催日時 令和 8 年 6 月 12 日（金）
開 会 午前 9 時 30 分
閉 会 午前 9 時 55 分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教 育 長	淀 谷 圭 三 郎
委 員	木 下 敬 三
委 員	蓮 井 明 博
委 員	鳥 取 美 穂
委 員	持 田 め ぐ み
委 員	武 田 真 由 美

4. 教育長及び委員以外の出席者

副教育長	塩 田 広 宣
教育次長(兼)政策調整監	和 田 友 樹
教育次長	西 原 明
総務課長	景 政 孝 輔
義務教育課長	持 永 新
高校教育課長	橋 本 和 之
特別支援教育課長	三 宅 貴 将
保健体育課長	高 田 孝 行
生涯学習・文化財課長	篠 原 理 代 子
政策主幹(兼)総務課副課長	山 下 利 美
高校教育課長補佐(兼)主任指導主事	笠 井 真 希 子
高校教育課長補佐(兼)主任指導主事	坂 本 洋 平
保健体育課長補佐(兼)主任体育主事	藤 田 航
総務課副主幹	尾 藤 真 由 美
高校教育課主任指導主事	福 家 浩 一 郎
高校教育課主任指導主事	関 正 英
高校教育課主任指導主事	床 田 太 郎

傍聴人 なし

5. 会議録の承認

5 月 22 日に開催した定例会の会議録署名委員の鳥取委員から、同定例会の会議

録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、議案第1号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に、該当するため、非公開としたい旨を発議。

7. 議 案

○議案第1号 専決処分事項の承認（令和8年6月香川県議会定例会に提案予定の教育委員会関係議案に対する意見について）について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 令和9年度香川県公立高等学校入学者選抜要綱について

高校教育課長から、令和9年度香川県公立高等学校入学者選抜要綱について諮る旨、説明。

【質疑・意見交換】

＜木下委員＞高松高校、丸亀高校、高松桜井高校において、自己推薦選抜が実施されていない理由は何か。

＜高校教育課長＞学力を重視しているためである。かつては自己推薦選抜を実施していた時期もあったが、先生方の負担にもなっていたことから取り止めた。

令和5年度入試において坂出高校と高松西高校、令和7年度入試において善通寺第一高校が加わり、今回小豆島中央高校が新たに加わった。自己推薦選抜を実施していない高校においても、今後、意欲のある生徒を確保していくためにも、自己推薦選抜の実施について検討する必要があるのではないかと考えている。

＜蓮井委員＞小豆島中央高校はなぜこのタイミングで自己推薦選抜を実施するようになったのか。

＜高校教育課長＞小豆島中央高校は、島内の3つの中学校から受検する生徒が大半であり、自己推薦選抜を実施したとしても一般選抜と同じ生徒が受検することから、一般選抜のみの対応としていた。自治体や企業と連携協定を締結し様々な取り組みをする中で、小豆島中央高校で学びたいと思っている意欲のある生徒をぜひ確保したいということから、今回自己推薦選抜の実施に至った。

また、小豆島中央高校は全国からの生徒募集、いわゆるせとうち留学を実施している。一般選抜のみの実施の場合は、一般選抜で不合格となれば進学する機会が失われてしまうことから、自己推薦選抜から実施することで、自己推薦選抜でも、一般選抜でも受検できるよう配慮したものである。また、私立高校等に早めに進学先を決めたいと考える生徒がいる中で、できるだけ早く意欲のある生徒を確保する機会を設けるためでもある。

＜鳥取委員＞自己PR書もインターネットで出願できるのか。

＜高校教育課長＞インターネット出願システムを推奨しているが、紙ベースでも出願できる。

＜教育長＞入試の選抜の方法は各学校において、どこまで決めることができるのか。一般選抜や自己推薦選抜の他に、実施できるものはあるのか。

＜高校教育課長＞令和5年度の入試制度の見直しの際に、事前課題に基づいて面接を行うなど、各学校独自の取組みができないか検討したが、中学校の先生の負担が増えるとか、本当に受検生本人が作成したものかどうか見極められないということから断念した、ということがある。各学校から、このような入試をしたい、という話があれば、県教委で検討して変更することはできる。

＜教育長＞県教委が変更してはいけないと判断すれば、どうなるのか。説明責任も含め、誰に決定権があるのか。

＜高校教育課長＞実施細目で決まっていくことから、教育委員会で決定されるものと考ええる。

＜教育長＞実施細目が教育委員会において決定されるということは何で規定されているのか。いろいろと高校に注目が向けられている中で、一つひとつ根拠を詰めながら処理していかなければ、県民に説明ができなくなる。

＜高校教育課長＞選抜方法は教育委員会にて決定されるものである。

＜福家主任指導主事＞文科省の通知によると、高等学校の入学者選抜の実施方法等については実施者が決定する、とされている。実施者とは教育委員会のことから、教育委員会において決定される。

＜教育長＞各学校ではないということか。

＜福家主任指導主事＞そのとおりである。高校の入学は、入学者選抜に基づいて、各校長がその学校で学ぶための能力や適性等を適切に判定し、許可するものである。

＜教育長＞特色ある学科やコースを作らなくても、入試で作りこむことができるということか。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

8. その他事項

○その他事項1 令和8年度スーパーアスリート育成事業について

保健体育課長から、令和8年度スーパーアスリート育成事業において、選考された指定選手について説明。

【質疑・意見交換】

＜鳥取委員＞選手を指定するにあたり、本人の意思は確認されるのか。

＜保健体育課長＞指導者も選手に帯同するため、指導者にも確認を取ったうえで指定している。

＜木下委員＞競技種目によっては、指導者不足から県外の高校を選択する事例があるのかと思う。県内在住の者からすれば、もったいないように感じるが、そのような状況は致し方ないのか。

＜保健体育課長＞中学校のうちから、このような事業を通して、県と関わりを持つことで、少しでも県内に残ってもらえるようにしていきたい。

＜教育長＞去年の指定選手で県外の高校に進学した選手はいるのか。

＜保健体育課長＞指定選手のうち数名が県外に進学している。

＜教育長＞昨年、高校3年生であった指定選手は、進学して上のレベルで競技をしているのか。

＜保健体育課長＞大学等に進学して競技を続けている選手もいる。